

保安規程変更届出書

北電原第2号

令和2年4月10日

原子力規制委員会 殿
経済産業大臣
梶山弘志 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 藤井 裕

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和2年4月1日

以上

変 更 内 容

- (1) 送配電部門の法的分離に伴い、給電指令に係る事項の表現変更のため、関連する記載を別添 1 の保安規程 [電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)] 改正前後表における改正後欄のとおり変更する。
- (2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律および関係規則の改正に伴い、関連する記載を別添 1 の保安規程 [電気事業用工作物 (原子力発電工作物)] 改正前後表における改正後欄のとおり変更する。
- (3) その他、記載の適正化

以上

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表

保安規程 [電気事業用工作物 (原子力発電工作物)] 改正前後表

改正前	改正後 (第29次改正)	説明
<p data-bbox="418 449 1071 516">保 安 規 程</p> <p data-bbox="249 638 1243 684">[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]</p> <p data-bbox="566 1310 923 1356"><u>平成30</u>年4月1日</p> <p data-bbox="522 1566 967 1612">北海道電力株式会社</p>	<p data-bbox="1665 449 2318 516">保 安 規 程</p> <p data-bbox="1495 638 2490 684">[電気事業用電気工作物 (原子力発電工作物)]</p> <p data-bbox="1828 1310 2154 1356"><u>令和2</u>年4月1日</p> <p data-bbox="1768 1566 2214 1612">北海道電力株式会社</p>	<p data-bbox="2623 1297 2828 1365">施行年月日の変更</p>

保安規程〔電気事業用工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表

改正前	改正後（第29次改正）	説明
<p>(主任技術者の選任)</p> <p>第7条 電気工作物の工事，維持および運用に関する保安の監督にあたるため，電気事業法第43条に定めるところにより，次の各号に掲げる主任技術者を選任する。</p> <p>(1) 電気主任技術者</p> <p>(2) ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>(省略)</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第8条 主任技術者は，法令および本規程を遵守し電気工作物の工事，維持および運用に関する保安の監督を誠実にを行うため，次の各号に定める職務等を責任をもって遂行する。</p> <p>なお，職務の遂行にあたっては，必要に応じて上級職位または上位機関に対して意見を具申する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事，維持および運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては，必要に応じて関係責任者に対して指示，指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事，維持および運用に関し，保安上必要な場合には，関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(3) 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下，「原子炉等規制法」という。）第43条の3の13に定める溶接事業者検査および原子炉等規制法第43条の3の16に定める定期事業者検査において，あらかじめ定めた区分に基づき検査の指導，監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が，法令に基づき行う立入検査には原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が，法令に基づき行う使用前検査，施設定期検査にはあらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>2 関連する規程類を別表第3に示す。</p> <p>(省略)</p> <p>第5章 電気工作物の運転，操作</p> <p>(運転，操作の基本)</p> <p>第17条 電気工作物の運転，操作を行うにあたっては，常時および異常時の供給確保に万全を期すことはもとより，保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転，操作にあたり，管理職は機器の性能および取扱方法を熟知した者に運転，操作を実施させるか，もしくは運転，操作を行う者の監督にあたる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転，操作にあたっては，必要に応じてあらかじめ手順を定めるほか，操作の都度安全を確認するなど，適切な方法，手順により確実にを行う。</p>	<p>(主任技術者の選任)</p> <p>第7条 原子力事業統括部長は，電気工作物の工事，維持および運用に関する保安の監督にあたるため，電気事業法第43条に定めるところにより，次の各号に掲げる主任技術者を選任する。</p> <p>(1) 電気主任技術者</p> <p>(2) ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>(省略)</p> <p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第8条 主任技術者は，法令および本規程を遵守し電気工作物の工事，維持および運用に関する保安の監督を誠実にを行うため，次の各号に定める職務等を責任をもって遂行する。</p> <p>なお，職務の遂行にあたっては，必要に応じて上級職位または上位機関に対して意見を具申する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事，維持および運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては，必要に応じて関係責任者に対して指示，指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事，維持および運用に関し，保安上必要な場合には，関係責任者に対し指示，指導・助言を行う。</p> <p>(3) 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下，「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に定める使用前事業者検査および原子炉等規制法第43条の3の16に定める定期事業者検査において，あらかじめ定めた区分に基づき検査の指導，監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が，法令に基づき行う立入検査には原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が，法令に基づき行う使用前検査にはあらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>2 関連する規程類を別表第3に示す。</p> <p>(省略)</p> <p>第5章 電気工作物の運転，操作</p> <p>(運転，操作の基本)</p> <p>第17条 電気工作物の運転，操作を行うにあたっては，常時および異常時の供給確保に万全を期すことはもとより，保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転，操作にあたり，管理職は機器の性能および取扱方法を熟知した者に運転，操作を実施させるか，もしくは運転，操作を行う者の監督にあたる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転，操作にあたっては，必要に応じてあらかじめ手順を定めるほか，操作の都度安全を確認するなど，適切な方法，手順により確実にを行う。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・原子炉等規制法改正の反映</p> <p>・原子炉等規制法改正の反映</p>

保安規程〔電気事業用工作物（原子力発電工作物）〕改正前後表

改正前	改正後（第29次改正）	説明																												
<p>(3) 変電所等と、相互に関連する運転、操作を行う必要がある場合は、給電指令に基づいてこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>2 関連する規程類を別表第3に示す。</p> <p>(省略)</p> <p>別表第3 関連規程類一覧</p> <table border="1" data-bbox="261 703 1255 1486"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規程類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 法令遵守、職務、教育に関するもの (共通) (原子力発電関係)</td> <td>企業倫理委員会規程 主任技術者職務規程 技術者教育規程 泊発電所電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル</td> </tr> <tr> <td>2. 運転、操作、保守に関するもの (原子力発電関係)</td> <td>泊発電所保修要領 泊発電所運転要領</td> </tr> <tr> <td>3. 非常対策に関するもの (共通) (原子力発電関係)</td> <td>防災業務計画 国民の保護に関する業務計画 非常事態対策規程 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>4. 文書、記録に関するもの (共通) (保安規程所管部)</td> <td>会社規範管理規程 文書規程 保安規程（原子力発電工作物）取扱マニュアル</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 発電用の電気工作物に対する保安に必要な基本的事項を定めた文書一覧</p> <table border="1" data-bbox="261 1619 1255 1780"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>文書名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(原子力発電関係)</td> <td>泊発電所保修要領 泊発電所運転要領</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規程類	1. 法令遵守、職務、教育に関するもの (共通) (原子力発電関係)	企業倫理委員会規程 主任技術者職務規程 技術者教育規程 泊発電所電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル	2. 運転、操作、保守に関するもの (原子力発電関係)	泊発電所保修要領 泊発電所運転要領	3. 非常対策に関するもの (共通) (原子力発電関係)	防災業務計画 国民の保護に関する業務計画 非常事態対策規程 原子力事業者防災業務計画	4. 文書、記録に関するもの (共通) (保安規程所管部)	会社規範管理規程 文書規程 保安規程（原子力発電工作物）取扱マニュアル	項目	文書名	(原子力発電関係)	泊発電所保修要領 泊発電所運転要領	<p>(3) 北海道電力ネットワーク株式会社の指令所等からの指令で運転、操作を行う必要がある場合は、給電協定書その他契約に基づく給電指令によりこれを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>2 関連する規程類を別表第3に示す。</p> <p>(省略)</p> <p>別表第3 関連規程類一覧</p> <table border="1" data-bbox="1478 703 2472 1486"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規程類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 法令遵守、職務、教育に関するもの (共通) (原子力発電関係)</td> <td>企業倫理委員会規程 主任技術者職務規程 技術者教育規程 泊発電所電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル</td> </tr> <tr> <td>2. 運転、操作、保守に関するもの (原子力発電関係)</td> <td>泊発電所保修要領 泊発電所運転要領</td> </tr> <tr> <td>3. 非常対策に関するもの (共通) (原子力発電関係)</td> <td>防災業務計画 国民の保護に関する業務計画 非常事態対策規程 泊発電所原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>4. 文書、記録に関するもの (共通) (保安規程所管部)</td> <td>会社規範管理規程 文書規程 保安規程（原子力発電工作物）取扱マニュアル</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 発電用の電気工作物に対する保安に必要な基本的事項を定めた文書一覧</p> <table border="1" data-bbox="1478 1619 2472 1780"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>文書名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(原子力発電関係)</td> <td>泊発電所保修要領 泊発電所運転要領</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規程類	1. 法令遵守、職務、教育に関するもの (共通) (原子力発電関係)	企業倫理委員会規程 主任技術者職務規程 技術者教育規程 泊発電所電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル	2. 運転、操作、保守に関するもの (原子力発電関係)	泊発電所保修要領 泊発電所運転要領	3. 非常対策に関するもの (共通) (原子力発電関係)	防災業務計画 国民の保護に関する業務計画 非常事態対策規程 泊発電所原子力事業者防災業務計画	4. 文書、記録に関するもの (共通) (保安規程所管部)	会社規範管理規程 文書規程 保安規程（原子力発電工作物）取扱マニュアル	項目	文書名	(原子力発電関係)	泊発電所保修要領 泊発電所運転要領	<p>・送配電部門の法的分離に伴う表現の変更。</p> <p>・関連規程類名称の適正化</p>
項目	規程類																													
1. 法令遵守、職務、教育に関するもの (共通) (原子力発電関係)	企業倫理委員会規程 主任技術者職務規程 技術者教育規程 泊発電所電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル																													
2. 運転、操作、保守に関するもの (原子力発電関係)	泊発電所保修要領 泊発電所運転要領																													
3. 非常対策に関するもの (共通) (原子力発電関係)	防災業務計画 国民の保護に関する業務計画 非常事態対策規程 原子力事業者防災業務計画																													
4. 文書、記録に関するもの (共通) (保安規程所管部)	会社規範管理規程 文書規程 保安規程（原子力発電工作物）取扱マニュアル																													
項目	文書名																													
(原子力発電関係)	泊発電所保修要領 泊発電所運転要領																													
項目	規程類																													
1. 法令遵守、職務、教育に関するもの (共通) (原子力発電関係)	企業倫理委員会規程 主任技術者職務規程 技術者教育規程 泊発電所電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル																													
2. 運転、操作、保守に関するもの (原子力発電関係)	泊発電所保修要領 泊発電所運転要領																													
3. 非常対策に関するもの (共通) (原子力発電関係)	防災業務計画 国民の保護に関する業務計画 非常事態対策規程 泊発電所原子力事業者防災業務計画																													
4. 文書、記録に関するもの (共通) (保安規程所管部)	会社規範管理規程 文書規程 保安規程（原子力発電工作物）取扱マニュアル																													
項目	文書名																													
(原子力発電関係)	泊発電所保修要領 泊発電所運転要領																													

添 付 資 料

添付資料 1 : 変更理由

変 更 理 由

- (1) 送配電部門の法的分離に伴い、北海道電力ネットワーク株式会社の指令所等から発せられる給電指令に係る事項は、給電協定書その他契約に基づきこれを行うことから、関連する記載の表現を変更したため。
- (2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律および関係規則の改正に伴い、関連する記載を変更したため。
- (3) その他、記載の適正化
 - a. 主任技術者の選任を行う者を明確化したため。
 - b. 別表第3 関連規程類一覧に記載する規程類名称の適正化

以上